

5 用語解説

五十音	用語	内 容
あ 行	悪臭 (掲載ページ:P.24)	誰からも嫌われるにおいのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づく規制が行われている。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ:P.21)	大気の汚染状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を監視するため設置されたもの。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ:P.1)	「印西市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする計画。平成15年3月に策定し、平成25年3月には環境問題の多様化、合併をふまえ新たな計画を策定した。
	印西市環境基本条例 (掲載ページ:P.1)	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。平成11年3月公布。
	印西市庁内エコプラン (掲載ページ:P.1)	「印西市環境基本計画」を推進・実践していくため、市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定めたもの。 また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」に位置づけられる。
	印旛沼環境基金 (掲載ページ:P.13)	印旛沼と周辺地域の水質・環境の保全に役立てようと、千葉県と印旛沼流域の13市町をはじめ、関係団体が一体となって設立した公益法人。昭和59年11月設立。印旛沼と印旛沼流域における環境調査、環境保全及び環境の改善等に資する活動を行っている各学校及び市民団体等に対して助成金を交付している。
	印旛沼水質改善技術検討会 (掲載ページ:P.14)	水質改善を専門とする学識者、専門家、研究者および行政(河川管理者)をメンバーとし、印旛沼内の水質形成メカニズムを解明した上で、特に河川管理者が実施する具体的な水質改善対策を検討することを目的として、平成15年1月に設立された。
	印旛沼流域水循環健全化会議 (掲載ページ:P.14)	印旛沼・流域が抱える多くの課題(水質や生物、治水等)を解決するため、平成13年10月に設立された。印旛沼・流域の関係者(住民・市民団体、専門家、関係機関、行政等)で構成される。 平成15年1月には、主に印旛沼内での水質改善対策の検討・実施に特化した「印旛沼水質改善技術検討会」を設立し、流域対策と沼内対策の二本柱で対策を進めている。
	エコドライブ (掲載ページ:P.21)	「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO ₂)の排出量を減らす運転のこと。
	温室効果ガス (掲載ページ:P.35)	地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、その一部を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。京都議定書※では、CO ₂ (二酸化炭素)、CH ₄ (メタン)、N ₂ O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、PFCs(パーフルオロカーボン)、SF ₆ (六フッ化硫黄)の6物質が削減対象としている。 (※)1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書のこと。正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。

用語	内容
か 行 外来生物 (掲載ページ:P.13)	もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物のこと。ただし、海流にのって移動してくる魚類や植物の種子、渡り鳥などは外来生物に当たらない。 また、外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又はまた及ぼすしがあるものは、平成 17 年に施行された外来生物法※に基づき、特定外来生物として指定している。 (※)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。
合併処理浄化槽 (掲載ページ:P.4)	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。
環境基準 (掲載ページ:P.4)	「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「環境基本法」に基づいて国が定める値。
かん養 (掲載ページ:P.23)	地下水のかん養とは、雨や河川などの地表の水が浸透して、地下水に流れ込むこと。雨水を浸透させるために、浸透マスや透水性舗装などの設備が利用される。
木下貝層 (掲載ページ:P.32)	約 12 万年前に古東京湾と呼ばれる広大な内湾に堆積した砂層で、当時生息していた貝類などの化石が観察できる。
企画提案型協働事業 (掲載ページ:P.42)	地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や、市民満足度の向上につながる市民ニーズの充足に向けて、市民・市民活動団体・事業者等の多様な主体と市が互いに協力・連携し、事業を実施する。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書 (掲載ページ:P.35)	IPCC は国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。5~6 年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書(assessment report)にまとめて公表するもので、第 5 次報告書の統合評価報告書は 2014 年 11 月に公表された。
クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.5)	印西市では、毎月第 1 月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。
景観計画 (掲載ページ:P.30)	景観法第 8 条に基づき良好な景観の形成方針や行為の制限、推進方策等を定めることを目的とし、一定の強制力を持つ計画。このため、景観形成の運用において景観形成の誘導等を行う役割を担う。
景観法 (掲載ページ:P.30)	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。
系統保存 (掲載ページ:P.14)	遺伝学上、共通の祖先をもつ個体群を保存すること。
下水道整備率 (掲載ページ:P.4)	下水道整備面積を、事業認可面積で除した値。 下水道整備率(%) = 整備面積 / 事業認可面積 × 100

用語	内 容
か 行	下水道普及率 (掲載ページ:P.4) 下水道を利用する地域の人口を、行政人口で除した値。 下水道普及率(%)=処理区域内人口／行政人口×100
	公益信託印西市まちづくりファンド (掲載ページ:P.42) 市民活動を推進・発展させていくため、市と信託銀行(千葉銀行)との公益信託契約により、平成19年1月に創設された。
	光化学オキシダント (掲載ページ:P.21) 太陽光線(紫外線)による複雑な光学反応で生成されるオゾンなどの酸化性物質の集合体。その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
	光化学スモッグ (掲載ページ:P.21) 光化学反応によって生成された光化学オキシダント等の大気汚染物質が滞留して、白いモヤがかかったような状態のこと。風が弱く、紫外線の強い夏の日に発生する。
	国勢調査 (掲載ページ:P.46) 日本に居住するすべての人を対象にした、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的属性を知るための調査。大正9年に第1回調査を行い、昭和20年を除いて5年ごとに実施されてきた。
	ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.5) 1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている環境美化活動。印西市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環にも位置づけられる。
さ 行	再生可能エネルギー (掲載ページ:P.2) 法律※で「エネルギー源として永続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定される。再生可能エネルギーは、資源の枯渇のおそれがあるが少なく、環境への負荷が少ない優れたエネルギーである。 (※)エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律。
	在来生物 (掲載ページ:P.19) 在来種。もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団を指す。
	里山 (掲載ページ:P.2) 人の集落に近く、薪炭用木材や山菜採りなど、人手が加えられることで環境が維持してきた森林を指す。 印西市内に残る谷津地域は良好な里山環境として注目されている。
	循環型社会 (掲載ページ:P.8) 自然界から新たに採取する資源ができるだけ少なくし、製品の長期間の利用や再生資源の投入などにより最終的に自然界へ廃棄するものをできるだけ少なくする社会のこと。
	浄化槽法 (掲載ページ:P.22) 浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的に昭和58年に制定された法律。浄化槽の取り扱いのルールを定めている。浄化槽の法定検査は、浄化槽が正しく設置され、正常な機能を発揮しているかどうかを検査するもので、設置後の水質検査(7条検査※1)と定期検査(11条検査※2)の2種類の検査がある。 (※1)浄化槽を新たに設置したり、構造の変更等を行った場合に、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、水質検査を受けることが義務付けられている。 (※2)設置後の水質検査(7条検査)の後、年1回の定期検査を受けることが義務付けられている。

用語	内 容
さ 行	植被率 (掲載ページ:P.13) 緑化地等に正方形の枠を設置し、その枠内を植物が覆っている割合を示した数値のこと。枠内が全て植生で覆われていれば 100%、植生が全く見られない場合は 0%となる。
	生態系 (掲載ページ:P.13) 生きもの同士の相互作用と、それをとりまく環境との関わりをまとめてとらえた概念のこと。
	生物多様性 (掲載ページ:P.13) 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約※では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。 (※)個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりで生物多様性を考え、その保全を目指す国際条約。1993 年 12 月 29 日に発効したこの条約は、生物多様性の保全だけでなく、さまざまな自然資源の「持続可能な利用」を明記した条約である。
	総資源化率 (掲載ページ:P.6) 総資源化率(%) = (市資源回収量 + 有価物集団回収量) ÷ (一般廃棄物総排出量 + 有価物集団回収量) × 100
た 行	ダイオキシン類 (掲載ページ:P.5) 塩素を含む有機化学物質の一種。①ポリクロロジベンゾパラジオキシン(PCDDs)②ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)③コプラナーポリクロロビフェニル(コプラナーハーフ)の 3 物質群(单一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)をダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ:P.1) 地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成 10 年 10 月 9 日に制定された法律。平成 20 年 6 月に、京都議定書の 6%削減目標の達成を確実にするために必要な諸施策の導入を図る改正が行われた。
	低炭素社会 (掲載ページ:P.2) 二酸化炭素の排出を抑えた社会のこと。低炭素社会の実現のために、省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及によって、二酸化炭素の排出を少なくする取り組みが進められている。
	透水性舗装 (掲載ページ:P.23) 雨水を地中に浸透させる機能を持った舗装のこと。
	特定外来生物 (掲載ページ:P.13) 「外来生物」の用語解説を参照のこと。
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PTR 法) (掲載ページ:P.26) 有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することを通じて、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。
	二酸化炭素(CO ₂) (掲載ページ:P.6) 温室効果ガスの一種で、最も排出量が多く、地球温暖化への影響が大きい。
な 行	二酸化窒素(NO ₂) (掲載ページ:P.4) 呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NOx)の一種。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場、事業場などである。

五十音	用語	内容
な 行	農振農用地 (掲載ページ:P.4)	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を「農業振興地域内の農用地」として市が指定するもの。
は 行	東日本大震災 (掲載ページ:P.26)	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害のこと。大規模な地震災害であることから大震災と呼称される。
	不法ヤード (掲載ページ:P.10)	ヤードとは周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設のことをいい、農村部を中心として日本全国に多数点在している。平成27年6月末の千葉県内のヤード数(千葉県警調べ)は510箇所で、そのうち印旛地区は348箇所(68.2%)にのぼる。 このヤード内の自動車の部品から油などが周辺に流出したり、盗難など不正に取得された自動車の部品がヤード内に保管されている事案があることから、千葉県では、県民の生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(ヤード適正化条例)を制定した(平成27年4月施行)。
	浮遊粒子状物質(SPM) (掲載ページ:P.4)	大気中に浮遊する粒径 $10 \mu\text{m}$ (ミクロン: $1 \mu\text{m}$ は、 1mm の $1,000$ 分の 1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るもの、自動車の走行に伴って発生するもの、風による土壤粒子の舞上がりなど自然現象によるもの等がある。
	放射性物質 (掲載ページ:P.26)	放射線を出す能力(放射能)を有する物質のこと。
ま 行	面的評価 (掲載ページ:P.23)	幹線道路に面した地域における道路交通騒音の評価方法。幹線道路から50mの範囲にある全住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する。
や 行	有価物集団回収事業 (掲載ページ:P.39)	印西市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成4年1月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、PTA・こども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収を行うもので、有価物(紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など)回収を行った場合、回収量に応じて奨励金を交付するものである。
	遊休農地 (掲載ページ:P.4)	耕作の目的に供されておらず、今後も耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	湧水 (掲載ページ:P.18)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
ら 行	緑地面積の割合 (掲載ページ:P.5)	施設緑地と地域制緑地の緑地面積の積み上げを行い、市の行政面積に対する割合を算出したもの。

五音	用語	内容
B	BOD(ビーオーディー) (掲載ページ:P.4)	生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量で示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
C	COD(シーオーディー) (掲載ページ:P.13)	化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質(有機物)が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量で示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
N	NPO(エヌピーオー) (掲載ページ:P.17)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成10年に「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」が制定された。
P	ppm(ピーピーエム) (掲載ページ:P.4)	百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気1m ³ 中に1cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を1ppmという。
T	TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ:P.5)	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。
μ	μ Sv (マイクロシーベルト) (掲載ページ:P.27)	Sv(シーベルト)は、人間が放射線を受けた時の影響の強さを表す単位。 μ (マイクロ)は、100万分の1の量であることを意味する単位の記号。
3	3R(スリーアール) (掲載ページ:P.9)	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。1つめのR(リデュース)は、物を大切に使い、ごみを減らすこと、2つめのR(リユース)は、使える物は繰り返し使うこと、3つめのR(リサイクル)は、ごみを資源として再び利用すること、を意味する。

平成 29 年度版 印西市環境白書

2018 年 3 月発行

発行：印西市

編集：環境経済部 環境保全課

〒270 - 1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476 (42) 5111

<http://www.city.inzai.chiba.jp>